

## 背景・必要性・概要

## 自動車事故被害者受入環境整備事業

介護者なき後の生活の場としては、グループホーム等が考えられるところ、重度後遺障害者を受け入れられる場の数の絶対数が少なく、さらに介護職員は人手不足が深刻な状況。

また、令和3年7月にとりまとめられた「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」において、「将来に向けた不安の軽減につながるよう、これまで以上に充実した支援策を講じることにより、自動車事故被害者の受入拡大に資する環境整備を進める方向で検討すべき」との方向性が示されたところ。

そのため、自動車事故被害者の介護者なき後の受け皿を整備するため、グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の厳しい人手不足の状況を踏まえ、介護人材確保や設備導入等に係る経費を支援。

### 新規・増設年度

開業準備段階や開業後障害福祉サービス等報酬を得られるまでの間における資金繰りを支援

#### 補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム  
※新設・増設初年度に限る。

#### 補助内容

グループホームや障害者支援施設の新設・増設の際に必要な初年度経費の一部

- ① 介護職員の人材雇用に係る経費
- ② 介護機器等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

#### 補助率

1/2(入居予定者のうち事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

#### 上限額

1,500万円

#### 自己資金

本補助金(国交省)

社会福祉施設整備補助金(厚労省)

備品購入費、人件費、求人広告費等

本体工事費等

### 開業次年度以降

対前年比での賃金改善や求人広告費、介護機器の導入経費等を支援

#### 補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム

#### 補助内容

グループホームや障害者支援施設の自動車事故被害者受入に必要な経費の一部

- ① 介護職員の賃金改善に係る経費
- ② 介護機器等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

#### 補助率

1/2(入居者のうち事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

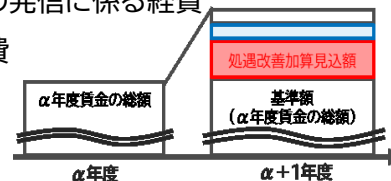
#### 上限額

1,000万円

詳細は下記参照

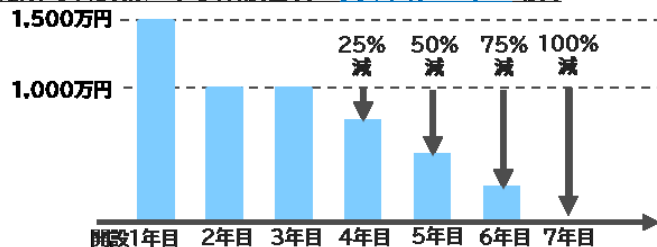
- 自己負担(事業所)
- 本補助(国土交通省)
- 福祉・介護職員処遇改善加算(厚生労働省)

対α年度比で賃金改善を図った場合に障害福祉サービス等報酬との併給調整を図った上で、一定額を支援



## 補助上限額

### 開設時以後新たな事故被害者の受け入れがない場合



### 開設した年度が令和3年度以前で事故被害者の受け入れがある場合 (例: 令和7年度、令和10年度に新規受け入れた場合)

